

岐阜県公報

目次

規則

家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施

(家畜防疫対策課)

ページ

号外(三) 令和二年十二月二十二日

告示

岐阜県告示第五百十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第十五条の規定により告示する。

令和二年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止

二 実施する区域

県内全域の百羽(だちよう)にあつては、十羽(以上)を飼養する家きん飼養農場(消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。)

その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

令和二年十二月二十三日から令和三年一月二十九日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内(飼育舎周囲及び農場外縁部)への散布

令和二年十二月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社